



OBA MJ 連載

Vol.16 行政連携

第7回 行政対象暴力研究会報告

現愛知県弁護士会所属、

元大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会委員 吉田 卓司 弁護士

第1 はじめに

平成 25 年 3 月 14 日（木）、民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会は、標記研究会を行いました。今回は、昨年に開催された第 6 回研究会と同様、「行政に対する不当要求への具体的方策～連携とクレーム対応～」をテーマとして、当委員会との連携や具体的な対応策を報告・発表しました。

研究会には、大阪府警察本部、大阪府暴力追放推進センター、国土交通省近畿地方整備局、大阪府、大阪市、堺市、吹田市、枚方市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、和泉市、羽曳野市、島本町、大阪広域水道企業団から数多くの方にご出席いただき、当会からは、桑山齊平成 24 年度副会長を始め、約 50 名の委員が出席しました。

冒頭に、桑山齊平成 24 年度副会長、村上正宏大阪府警察本部刑事部捜査第四課暴力団対策室長及び黒川吉庸大阪府暴力追放推進センター専務理事からご挨拶があり、その後、橋森正樹副委員長の司会の下で、約 1 時間 30 分にわたり、報告・発表が行われました。

第2 報告・発表の内容

1 国土交通省近畿地方整備局、大阪府及び大阪市の各連携について

この報告の趣旨は、ご出席いただいた各公共団体の方々に、当委員会との連携が良好に行われている国土交通省近畿地方整備局、大阪府及び大阪

市との連携体制を報告することで、今回ご出席いただいた各公共団体の今後の当委員会との連携に役立ててもらおうことです。そこで、行政対象暴力研究会プロジェクトメンバーが、国土交通省近畿地方整備局、大阪府及び大阪府に当委員会との連携の実情を調査、事前ヒアリングを行いました。

(1) 国土交通省近畿地方整備局との連携(報告者 伊田真広委員)

本連携が、日弁連と国土交通省との協議に基づいた国土交通省から各地方整備局用地部長等宛の通知「用地取得業務に関する警察及び弁護士会との連携強化を図る通知」から始まり、意見交換会、講演会の実施及び相談体制の樹立に至ったとの経過、現体制及び運用状況について報告がありました。

(2) 大阪府との連携(報告者 梅本章太委員)

本連携が、主に当委員会が大阪府の不当要求事案を解決したことから始まり、平成 19 年 11 月 1 日、大阪府と大阪弁護士会との間で、「行政対象暴力の排除に関する協定書」が締結され現体制に至ったとの経過、現体制及び運用状況について報告がありました。

(3) 大阪市との連携(報告者 山下侑士委員)

不当要求事案では迅速な対応が求められることから、弁護士に対する気軽かつ迅速な相談ができる体制として、平成 19 年 1 月に、「リーガルサポーターズ制度」が創設されたとの経過、現体制、運用状況及び職員に対する周知の方法について報告がありました。

2 悪質クレームチェックポイントに関するアンケートの分析と活用法(報告者 吉田卓司委員)

昨年開催された第6回研究会においては、悪質クレームか否かの一定の基準を明示し、悪質クレームを受けた職員が、自ら溜めこんでしまうことを防ぎ、迅速に弁護士に相談してもらえるように、「悪質クレームチェックポイント〔試案〕」を作成し、実際の業務に役立ててもらえるように配布をしました。この「悪質クレームチェックポイント」が実務でどのように活用されているか、問題点はないかについて、本研究会に先立ち、公共団体に対して実施した事前アンケート結果について報告がなされました。

また、「悪質クレームチェックポイント」を改訂し、実務で職員が簡単に利用できるように、不当要求類型をチェックリスト化したものを配布し、実務で利用してほしいことが広く呼びかけられました。

3 事例の紹介(発表者 厚地悟委員、小谷知也委員、櫻田司委員)

過去の事例をもとにした4つの事案報告及び適切な対処方法について発表がなされました。

この事例報告のために、行政対象暴力研究会プロジェクトメンバーにおいて、公共団体及び事件処理を行った弁護士に対してヒアリングを実施し、ヒアリングをした結果を抽象化し、公共団体の方々の実務の参考になる事案を作り、発表がなされました。発表の中では、各委員が、不当要求者の声色を真似るなどし、不当要求の臨場感が伝え

られました。その不当要求に対し、精神的に追い詰められることのリスク、文書を安易に出したり、安易に署名をするリスク、職員が誤った情報を伝えたとしても、それを隠すことが更なる問題を生む以上、事実は事実として認め、その上で法令に従った対応をする必要性、及び弁護士に対応を依頼することによって迅速に問題が解決しえることなどが発表されました。

第3 まとめ

最後に、長谷川敬一平成24年度委員長から閉会の挨拶がありました。その中で、今回の研究会で得たことを実務に生かしてほしいこと、不当要求に屈しない適法適切な公共団体の職務執行の一助となれるように、今後も当委員会は一体となって協力するため、当委員会との積極的な連携を通じて、不当要求に屈することない適切な職務執行を目指してほしいとの呼びかけがありました。

なお、今回の研究会では、期の若い委員の積極的な参加がありました。同委員達の今後の活躍にも期待ができるところです。

※ 本稿を執筆して頂いた吉田卓司弁護士は、平成25年4月よりインハウスロイヤーとして愛知県弁護士会に移籍されました。当委員会としては若手の主力で将来を嘱望される極めて優秀な委員の流出であり断腸の思いではありますが、同委員のますますのご発展を祈念したいと思います。(担当副委員長 森谷長功記)



行政連携センター発足記念シンポジウムを開催

平成25年7月18日(木)、行政連携センター発足記念シンポジウムを開催いたします。当会と自治体との連携活動を深めるため、多数の会員の方々のご出席をお願いします。また、「行政連携のお品書き」を改訂しました。各委員会でも積極的にご活用ください!